

# 令和7年度第2回多賀城市地域公共交通協議会

## 議事録

### 1 日時

令和7年5月9日（金）午前10時から午前11時30分

### 2 場所

多賀城市文化センター 展示室

### 3 出席者

所属・役職	氏名	役員	運賃料金部会
多賀城市副市長	鈴木 学	副会長	
株式会社ミヤコーバス 執行役員仙台・石巻地区支配人	長尾 勝吾		○
株式会社仙塩交通 代表取締役社長	鳴原 啓文		○
東日本旅客鉄道株式会社 仙台統括センター 多賀城駅長	狩野 美保子		
宮城県タクシー協会 塩釜支部 (有)振興タクシー 多賀城営業所長	小野寺 和博		
国土交通省東北地方整備局仙台河川国道事務所 交通対策課 専門調査官	日下 貴博		
宮城県仙台土木事務所 道路部 技術副参事兼総括次長	佐藤 雅之		
多賀城市都市産業部都市整備課 課長	佐藤 光彦		
(代理) 東北運輸局宮城運輸支局輸送・監査部門 運輸企画専門官	大沼 隆博		○
宮城県塩釜警察署交通課 課長	馬場 岩雄		
宮城大学 事業構想学群 特任教授	徳永 幸之	会長	○
(代理) 宮城県企画部地域交通政策課 主事	木村 優里花		
仙台市都市整備局総合交通政策部 公共交通推進課 課長	菊池 信幸		
塩竈市総務部政策課 課長	引地 洋介		
七ヶ浜町まちづくり振興課 課長	鈴木 昭史		○
多賀城市社会福祉協議会 会長	柴田 十一夫	監事	
多賀城市町内会長連絡協議会 桜木東区町内会 会長	木村 英廣		
多賀城市町内会長連絡協議会 高橋北区町内会 会長	鈴木 太賀夫		
多賀城市民	櫻井 やえ子		○
多賀城市民	森本 照雄		
多賀城市都市産業部 部長	吉田 学	監事	

※オブザーバー参加

東北運輸局交通政策部交通企画課 専門官：大内 雅則

東北運輸局交通政策部交通企画課 主査：荒井 瑠奈

#### 4 次第

(1) 開会

(2) 委嘱状交付

(3) 会長の挨拶

(4) 委員及び事務局員紹介

(5) 議題

協議事項 1－1 多賀城市地域公共交通計画策定に係る公募型プロポーザル実施について

～暫時休憩～ ※運賃料金部会のため

報告事項 2－1 多賀城東部線に係る道路運送法第9条第4項及び同法施行規則第9条2  
項に掲げる運賃設定協議が調っていることの証明書について

報告事項 2－2 多賀城西部線に係る道路運送法第9条第4項及び同法施行規則第9条2  
項に掲げる運賃設定協議が調っていることの証明書について

報告事項 2－3 補正予算について

報告事項 2－4 委員報酬について

(6) その他

(7) 閉会

### (1) 開会

#### ○事務局

本日はお忙しいところお集まりいただきまして誠にありがとうございます。

定刻になりましたので「令和7年度 第2回多賀城市域公共交通協議会」を開会いたします。

本日の進行を務めさせていただきます、私、都市産業部都市計画課の福士と申します。どうぞよろしくお願い致します。

まず資料の確認をさせていただきます。事前に資料を送付させていただいたところですが、協議事項に変更がありましたことから資料を改めて調製させていただきましたので、すべての資料の差し替えを机上に配付させていただいております。

具体的な変更内容でございますが、協議事項の2つ目として記載をしておりました「運賃設定協議が調っていることを証することについて」でございます。

本協議会資料送付後に、東北運輸局宮城運輸支局より、独占禁止法上のカルテルに当たるとの疑義が生じないようにする観点から、協議会規約の第11条に基づく運賃料金部会において協議する必要がある旨、連絡を頂戴しましたことから資料の修正を行ったものでございます。

加えて、その他資料にも誤字等がございましたので、あわせて修正させていただいたものです。

新たに設立しました協議会ということもあり、事務局として手探り状態の中で進めております部分が多々ございまして、委員の皆様にご迷惑をおかけしております。申し訳ございません。

改めて、資料でございますが、お手元にない方がいらっしゃいましたら、お知らせいただければと思います。

皆様、資料はお揃いでしょうか。

本日の会議は、議事録作成のために録音させていただいておりますので、ご了承願います。また、議事録につきましては、ホームページで公表を行わせていただきますのでご了承願います。

### (2) 委嘱状交付

#### ○事務局

続きまして、委嘱状交付にうつります。

[3名の委員へ委嘱状交付]

### (3) 会長の挨拶

#### ○事務局

続きまして、徳永会長よりご挨拶申し上げます。

#### ○会長

皆様お忙しい中お集まりいただきありがとうございます。

本協議会2回目の開催になりますが1回目は書面開催、今回は対面での開催となりました。人数もかなり増えております。多賀城市の公共交通をより良いものにしていくべく皆様どうぞよろしくお願いいたします。

(4) 委員及び事務局員紹介

○事務局

続きまして、委員の皆様及び事務局の紹介をさせていただきます。

[委員及び事務局員紹介]

本日の会議は、委員の半数以上（全員）にご出席いただいておりますので、多賀城市地域公共交通協議会規約第9条第2項の規定に基づき、本会議が成立していることを御報告させていただきます。

(5) 議題

○事務局

それでは議事に移ります。

議事の進行につきましては、多賀城市地域公共交通協議会規約第9条第1項の規定に基づき、会長が議長となります。

徳永会長よろしく申し上げます。

○会長

それでは、ここからは私が議長となって議事の進行をさせていただきます。本日の会議は、協議事項が1件、報告事項が3件となっておりますので、よろしく申し上げます。

なお、協議事項終了後に、10分程度の暫時休憩をとらせていただき、別室において、協議会規約第11条に基づく運賃料金部会を開催させていただきます。

運賃料金部会での協議が終わり次第、報告事項に入らせていただきますので、ご理解願います。

それでは、協議事項1-1の「多賀城市地域公共交通計画策定に係る公募型プロポーザル実施について」事務局から説明をお願いします。

○事務局

それでは、協議事項1-1につきまして、事務局から説明させていただきます。

[令和7年度第2回多賀城市地域公共交通協議会案件資料に基づき事務局説明]

○会長

事務局から説明がありましたが、ただいまの説明につきまして、委員の皆様から何かございますか。

○会長

私から1点、各種調査のところで内容が限定的すぎるのではないかと。多賀城市が直接運営していたが今回からは枠組みが広がっていくわけなのでそれに対しての課題の抽出、方向性を決定していくといった際に交通事業者に限らず買い物バス、送迎バスといったところも調査してもいいのではないかと思います。自由度が上がるように「必要に応じて各種調査を行う」といった一言を追加してもいいのではと思いました。

○事務局

事務局から説明させていただきます。参考資料として多賀城市地域公共交通計画策定業務公募型プロポーザル実施要領（案）と仕様書（案）を添付しておりますが、それを要約した形で説明資料を作成しております。仕様書のとおり、会長からの質問にあったことを含めての調査を予定しております。交通事業者とのヒアリングだけでなく、その他福祉タクシー、送迎バス等にもヒアリングを実施していく予定です。

○会長

ありがとうございます。その意図が伝わるように一つ修正いただければと思います。

○委員

資料を確認して、素朴な疑問なのですが公募型プロポーザルの委託内容が濃いなと感じております。公募開始から契約手続きまで2カ月程ですか、調査から報告までその期間で十分に行けるのか気になります。

○事務局

事務局からお答えいたします。スケジュールですがこれは事業者決定までのスケジュールになります。事業者決定後に委託内容である調査、報告までしていただくようになります。

○委員

勘違いしていました。事業者決定後に委託内容に移るとのことですね。承知しました。

○会長

事業者決定しいざ調査するとなると8月ぐらいになるかと思いますが学生は夏休み期間に入ってしまうため十分な結果が得られない可能性もあります。そこから年度末に報告までですから、短縮できる部分は工夫して事業者さんと協力し早急に取り掛かれればと思います。

○副会長

今回の委託業務は計画策定の支援ということですが成果品としては計画策定までになると思うんですが最終的にはその内容を協議会で認めなければいけないかと思いますが協議会は何回ぐらい開催予定でしょうか。

○事務局

年間の事業計画ですが、第一回書面会議の際にも提示させていただいておりますが事業者との契約を目途に8月頃に第三回、12月頃に第四回、1月頃に第五回、最終的なまとめを2月頃に第六回として年6回予定しております。その都度日程調整等ご連絡いたしますのでよろしく願いいたします。

○委員

事業者選定委員会の委員ですが委員長、副委員長は1名かと思いますが委員は何名を予定していますでしょうか。

○事務局

委員は2名で合計4名で考えております。

○会長

そのほか質問等がありますでしょうか。

それでは、協議事項1-1についてみなさま協議が整ったということによろしいでしょうか。異議なしのため協議事項1-1につきましては、協議が整ったことといたします。

では、事業者選定委員会設置要綱に基づく委員についてですが、会長及び事務局長以外に、市民及び交通事業者の方の中からそれぞれ1名ずつお引き受けいただきたいと思いますが、事務局案があればお願いします。

○事務局

それでは、事務局案でございますが、市民枠として、森本照雄委員に、交通事業者枠として、小野寺和博委員にお引き受けいただけないかと考えてございます。

○会長

いま事務局から説明がありましたが、委員の皆様のお考えはいかがでしょうか。異議なしということでお引き受けよろしく願いいたします。

ここで、議事冒頭で申し上げましたとおり、暫時休憩に入らせていただきます。

○事務局

それでは、別室にて、運賃料金部会を開催しますので、名簿の運賃料金部会に○がある委員の皆様は移動をお願いいたします。そのほかの委員の皆様は10分程度休憩といたしますのでよろしく願いいたします。

<運賃料金部会>

○事務局

早速でございますが、

「令和7年度 多賀城市地域公共交通協議会運賃料金部会」を開会いたします。

まず、地域公共交通協議会とは別に運賃料金部会を設けさせていただいたのは、これまで地域公共交通会議において協議してきた運賃について独占禁止法のカルテルに当たると疑義が生じないようにする観点から、事業者としては運賃等を定めようとする当該一般乗合旅客自動車運送事業者のみが協議に参加するよう令和5年10月より道路運送法等の改正に伴うものになりますのでご了承ください。

それでは、資料の確認をさせていただきます。お手元の資料ですが、ホチキス止めの資料を1種類お配りさせていただいております。お手元にございますでしょうか。

それでは議事に移ります。議事の進行につきましては、徳永会長よろしく申し上げます。

○会長

それでは、ここからは私が議事の進行をさせていただきます。

本日の部会は、協議事項が2件、となっておりますので、よろしくお願いします。

それでは、協議事項1の「多賀城東部線に係る道路運送法第9条第4項及び同法施行規則第9条2項に掲げる運賃設定協議が調っていることの証明書について」事務局から説明をお願いします。

○事務局

それでは、協議事項1につきまして、事務局から着座にて説明させていただきます。

[令和7年度多賀城市地域公共交通協議会運賃料金部会資料に基づき事務局説明]

○会長

事務局から説明がありましたが、ただいまの説明につきまして、委員の皆様から何かございますか。

[質疑なし]

それでは、協議事項1についてみなさま協議が整ったということによろしいでしょうか。

[異議なし]

協議事項1につきましては、協議が整ったことといたします。

<東部線、西部線の一般乗合旅客自動車運送事業者の入れ替え>

○会長

次に、協議事項2の「多賀城西部線に係る道路運送法第9条第4項及び同法施行規則第9条2項に掲げる運賃設定協議が調っていることの証明書について」事務局から説明をお願いします。

○事務局

それでは、協議事項2につきまして、事務局から着座にて説明させていただきます。

[令和7年度多賀城市地域公共交通協議会運賃料金部会資料に基づき事務局説明]

○会長

事務局から説明がありましたが、ただいまの説明につきまして、委員の皆様から何かございますか。

[質疑なし]

それでは、協議事項2についてみなさま協議が整ったということによろしいでしょうか。

[異議なし]

協議事項2につきましては、協議が整ったことといたします。

以上で、議題としておりました、協議事項2件の議事を終了します。円滑な議事進行と御意見ありがとうございました。会議の進行を事務局へ戻します。

○事務局

徳永会長、ありがとうございました。

最後に、委員の皆様から、何かございますでしょうか。

質疑等ございませんので以上をもちまして、令和7年度多賀城市地域公共交通協議会運賃料金部会を閉会させていただきます。

それでは、先ほどの会場へ移動をお願いします。

<運賃料金部会終了後>

○会長

それでは協議会を再開いたします。

次に、報告事項2-1から報告事項2-4のまで一括して事務局から説明をお願いします。

○事務局

お手元に、協議事項1-1の説明の際と同様の資料及び別紙2、別紙3をご準備ください。恐れ入りますが、着座にて説明させていただきます。

[令和7年度第2回多賀城市地域公共交通協議会案件資料に基づき事務局説明]

○会長

事務局から説明がありましたが、ただいまの説明につきまして、委員の皆様から何かございますか。

[質疑等なし]

以上で、議題としておりました、協議事項1件と報告事項4件の議事を終了します。

円滑な議事進行と御意見ありがとうございました。

会議の進行を事務局へ戻します。

○事務局

徳永会長、ありがとうございました。

次に、次第の6その他としまして、連絡事項でございます。

本協議会は、報酬規程に基づき、委員のみなさまに会議に出席いただいた際には、報酬を支払うこととしております。

報酬を支払う際には、源泉徴収が必要となり、協議会として、税務署に源泉徴収税を納付する必要があります。

そのため、本協議会が令和7年4月1日に設立されたことを踏まえ、給与支払い事務所等の開設届出書を塩釜税務署に提出しましたのでご報告させていただきます。

最後に、委員の皆様から、何かございますでしょうか。

[質疑等なし]

本日は、長時間にわたり誠にありがとうございました。

以上をもちまして、令和7年度第2回多賀城市地域公共交通協議会を閉会させていただきます。

本日はありがとうございました。